

道路法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令案（仮称）に関するパブリックコメントの実施結果

【実施期間：令和５年９月２２日～令和５年１０月２２日（３０日間）】

提出件数：計２件（本案に関係のないご意見や趣旨が不明確なご意見は当該件数に含まれておりません。）

提出意見	国土交通省の考え方
水素を供給する施設の場合の便益と費用について科学的な証拠と証明を実証して頂きたい。 例えば、当該施設を設置して、交通量や交通流の改善が見込まれるのか、走行経費が本当に削減されるのか、交通事故が減少するのか、爆発による危害のリスクをどのように費用として換算するのか、防爆設備の設置や維持管理に関する費用をどのように見込むのか。	今般の政令改正は、『GX実現に向けた基本方針』（令和５年２月閣議決定）において、SA・PAでの水素ステーションの設置への対応を行っていく旨記載されている等、水素自動車徐徐に普及しつつある社会情勢にあわせてインフラ整備を支援していく必要性が高まっていることを受け、措置するものです。 また、道路法に基づく占用許可や建築基準法に基づく道路内建築制限に係る許可により道路内に水素ステーションの設置を可能とすることで、高速道路の円滑な交通が確保され、利用者の利便に資する形での整備が可能となるものと認識しております。 なお、水素ステーションを設置することに伴う便益を把握するにあたっては、例えば動力源が異なる自動車別の交通量を把握して測定することが必要になりますが、自動車の車両の形状、ナンバープレート等、外見から動力源の別を判別して交通量を測定することは困難です。 水素ステーションを設置することに伴う費用を把握するにあたっては、水素ステーションの設置場所等の態様によるところ、具体的に把握することは困難です。
高速道路のSA・PAのような狭いところに水素ステーションを設置するにあたって、火災のような事故対策できるのか。安全性を確保できるのか。	水素ステーションの道路内の設置に係る安全性の確保に関して、道路法に基づく占用許可や建築基準法に基づく道路内建築制限に係る許可の可否においては、道路管理者等が水素ステーションの設置場所、構造等について、それぞれの法の規制の趣旨に照らして問題がないかの確認等を行った上で判断することとしています。 また、水素ステーションの設置に当たっては、道路法、建築基準法以外の法令でも、例えば、施設の構造等に関する技術の基準を設け、その基準への適合を義務付けているものと認識しております。